

令和2年4月10日

加入者各位

静岡県中部機械工業健康保険組合

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
特定健康診査・特定保健指導等における対応について

日頃より、健康保険組合の事業運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和2年4月7日に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象地域とする緊急事態宣言が発せられました。

この緊急事態宣言を受けまして、この度、令和2年4月8日付けをもって厚生労働省より、「対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間（令和2年4月7日現在、令和2年5月6日まで）において、行わないこと。」とする通知が発出されました。（対象地域、期間が今後拡大された場合も同様）

つきましては、加入者の健康を守ることを第一とし、感染予防と感染拡大を防止するという宣言の主旨に従い、緊急事態宣言の期間においては、緊急事態宣言の対象地域に居住する住民及び対象地域に所在する医療機関で実施する特定健診等の受診を控えていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

例年この時期に受診され、今年度においても受診を予定されていた皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、静岡県内におきましても、一部健診機関において実施の縮小や、集団健診の中止等を行う場合がありますが、感染機会を減らすための対応ですので、ご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。